

議案第七十三号

港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の退職手当に関する条例（昭和三十二年港区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、常時勤務に服することを要する職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定により採用された職員を除く。）で」を削り、同項第一号及び第二号中「される職員」の下に「のうち、常時勤務を要するもの」を加え、同項に次の一号を加える。

三 港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年港区条例第二十号）

第二条第一項第一号に規定するフルタイム会計年度任用職員（同号に規定するフルタイム講師を含む。）及び港区職員の給与に関する条例第十九条第一項に定める給与を支給され

る職員（以下「フルタイム会計年度任用職員等」という。）のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく区規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。以下同じ。）が十八日以上ある月が引き続いて六月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているもの

第二条第二項を削る。

第三条第一項ただし書中「職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたとき」を「次の各号のいずれかに該当する場合」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前条第一号及び第二号に掲げる職員のうち、任期の定めのないもの（以下「任期の定めのない職員」という。）が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員となつたとき。

二 前条第一号及び第二号に掲げる職員のうち、任期の定めのあるもの（以下「任期の定めのある職員」という。）が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員又は任期の定めのある職員となつたとき。

三 前条第三号に掲げる職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員又は任期の定めのある職員となつたとき。

四 前条第三号に掲げる職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員等となつたとき。

第三条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による場合のほか、前条第三号に掲げる職員のその月の勤務日数（常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日に限る。次項において同じ。）が十八日に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。

3 第一項ただし書の規定にかかわらず、同項第四号に規定する再びフルタイム会計年度任用職員等となつた者のその月の勤務日数が十八日に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。

第七条第一項中「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を加え、「若しくは」を「又は」に改める。

第七条の三中「十年」を「十五年（港区職員の給与に関する条例第五条第一項第二号イに掲げる医療職給料表（一）（以下「医療職給料表（一）」という。）の適用を受ける職員にあつては、十年）」に改める。

第七条の四第一項中「をいう。」の下に「以下同じ。」を加える。

第八条中「第七条第一項」の下に「、次条」を、「又は第五条」の下に「及び第十条」を、

「計算した額」の下に「の合計額」を加える。

第九条第一項中「、第五条から第七条」を「、第五条から第七条の四」に改め、同条第二項中「、第五条から第七条」を「、第五条から第七条の四」に、「期間を」を「期間（港区幼稚園教育職員の給与に関する条例に規定する園長及び副園長の職にあつた者から港区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第三条第一項の規定の適用を受ける者となつたものにあつては、その適用を受けた日から退職の日まで継続して同項の規定の適用を受けていた期間に限る。）を」に改め、同条第三項中「以下」の下に「この項において」を加える。

第十条第四項中「第一号から第七号までに掲げる期間のある月にあつては現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除き、第八号に掲げる期間のある月にあつては育児短時間勤務等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）の期間以外の期間における」を削り、「のあつた月を除く」を「（次に掲げる期間（無罪の判決が確定した場合における第二号に掲げる期間を除く。）以外の期間における週休日等（港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年港区条例第一号）第四条及び第五条の規定による週休日、同条例第十条及び第十一条の規定による休日、同条例第十二条第一項の規定により指定された代休日並びにその他の規程によるこれらに相当する日）以外の日をいう。）のあつた月を除く」に改め、同項第八号中「育児短時間勤務等」の下に「（地方公務員の育児休業等

に関する法律その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。第十一条第四項において同じ。）」を加え、同号を同項第十号とし、同項第七号中「地方公務員の育児休業等に関する法律」の下に「（平成三年法律第百十号）」を加え、同号を同項第九号とし、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号中「以下」を「第十一条第四項において」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 高齢者部分休業（地方公務員法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業及びその他の規程によるこれに相当する休業をいう。）の期間

六 自己啓発等休業（地方公務員法その他の法律の規定による自己啓発等休業をいう。第十条第四項において同じ。）の期間

第十条の次に次の一条を加える。

（他の職への降任等をされた職員に係る退職手当の調整額）

第十条の二 地方公務員法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員（同法第二十八条の五第三項に規定する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任した職員その他の区規則で定める職員（以下この条において「他の管理監督職に降任した職員等」という。）を含む。）について前条の規定により計算した退職手当の調整額が、その者が当該他の職への降任等をされた日の前日（他の管理監督職に降任した職員等にあつては、区規則で定める日）において退職をしたものとして同条の規定により計算した退職手当の調整額（以

下この条において「降任等前退職手当の調整額」という。）に満たない場合は、前条の規定にかかわらず、降任等前退職手当の調整額（降任等前退職手当の調整額が二以上ある場合は、最も多い額）をその者の退職手当の調整額とする。

第十一条第一項中「計算は」を「計算は、」に改め、同条第二項中「計算は」を「計算は、」に改め、「月数」の下に「（第二条第三号に掲げる職員にあつては、引き続きた常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日以上ある月の月数）」を加え、同条第三項中「その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつた」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 任期の定めのない職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員となつたとき。

二 任期の定めのある職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員又は任期の定めのある職員となつたとき。

三 第二条第三号に掲げる職員が退職した場合（第三条第二項又は第三項の規定により退職したもののみなされる場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員、任期の定めのある職員又はフルタイム会計年度任用職員等となつたとき。

四 フルタイム会計年度任用職員等（第二条第三号に掲げる職員を除く。）が退職した場合

において、その者が退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員等となつたとき。

第十一条第四項中「前条第四項」を「第十条第四項」に、「した期間については、」を「した期間については」に改め、「要しなかつた期間」の下に「、自己啓発等休業をした期間（その期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の区規則で定める要件に該当しない場合における当該自己啓発等休業の期間に限る。）」を加え、同条第五項中「職員として」を「職員としての」に改め、「には、」の下に「都職員等（」を加え、「東京都の公営企業の」を「東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年東京都条例第十九号）の適用を受ける」に、「（区規則で定める者を除く。以下「都職員等」という。）から引き続いて、」を「のうち、これらの者が属していた東京都等の退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給対象であつたものをいう。以下同じ。）から引き続いて」に改め、「者（」の下に「区規則で定める者を除き、」を加え、「認める」を「認めた」に、「）の都職員等として」を「）の都職員等としての」に、「ものの」を「者の」に改め、同条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とする。

第十三条第二項中「者で」の下に「常時勤務を要する」を加え、「（法令又は条例若しくは

これに基づく区規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。」を削り、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項ただし書中「雇用保険法」を「同法」に改め、同条第四項中「職員が、」を「職員が」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が三十日未満のものその他区規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして区規則で定める職員が区規則で定めるところにより、区長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が四年から第一項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第一項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第八項中「各号の規定」を「各号に掲げる者」に、「掲げる」を「定める」に改め、同項第一号中「した雇用保険法」を「した同法」に改め、同項第五号中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改め、同条第十項及び第十一項中「掲げる」を「定める」に改め、同条第十二項中「掲げる退職手当の」を「定める退職手当の」に改める。

第十四条中「職員が」を「職員（区規則で定める者を除く。）が」に改め、同条ただし書中「以下」の下に「この条において」を加え、「規定」を「規程」に改め、「とき」の下に「その他区規則で定めるとき」を加える。

第十八条第一項第二号及び第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十九条第一項中「にあつては」を「には」に改め、同項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十一条第一項中「この条」を「この項から第六項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第二項及び第三項中「にあつては」を「には」に改め、同条第四項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第五項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

第二十四条第一項中「あと」を「後」に改め、同条第二項中「まで」の下に「（付則第十条第三項、第四項及び第六項から第九項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

第二十五条中「かわらず」の下に「、」を加え、同条第一号中「まで」の下に「（付則第十条第三項、第四項及び第六項から第九項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

付則第八条中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。
付則に次の一条を加える。

（職員の定年の引上げに伴う経過措置）

第十条 当分の間、第六条第一項の規定は、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項の規定に該当する者を除く。）に

対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第五条第一項の規定の適用については、同項中「又は第八条」とあるのは、「、第八条又は付則第十条第一項」とする。

2 前項の規定は、医療職給料表(一)の適用を受ける職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については、適用しない。

3 当分の間、医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外の者で、六十歳に達する日の属する会計年度の初日前に退職したものに對する第七条の三の規定の適用については、同条中「定年に」とあるのは「六十歳に」と、「その者に係る定年から十五年（港区職員の給与に関する条例第五条第一項第二号イに掲げる医療職給料表(一)（以下「医療職給料表(一)」という。）の適用を受ける職員にあつては、十年）を減じた年齢」とあるのは「五十歳」と、同条の表中「その者に係る定年」とあるのは「六十歳」とする。

4 当分の間、医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外の者で、六十歳に達する日の属する会計年度の初日から定年に達する日の属する会計年度の初日前までに退職したものに對する第七条の三の規定の適用については、同条中「区規則で定める」とあるのは「同項のその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で区規則で定めるもの、区規則で定める」と、「一定年に達する日の属する会計年度の初日前」とあるのは「六十歳に達する日の属する会計年度の初日から定年に達する日の属する会計年度の初日前まで」と、「であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から十五年（港区職員の給与に関する

る条例第五条第一項第二号イに掲げる医療職給料表(一)(以下「医療職給料表(一)」という。)の適用を受ける職員にあつては、十年)を減じた年齢以上である」とあるのは「である」と、同条の表中「その者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二」とあるのは「百分の二」とする。

5 港区職員の給与に関する条例付則第十二項又は港区幼稚園教育職員の給与に関する条例付則第七条第一項の規定による職員の給料月額の変定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

6 当分の間、港区職員の給与に関する条例付則第十二項又は港区幼稚園教育職員の給与に関する条例付則第七条第一項の規定の適用を受ける職員に対する第七条の四第一項の規定の適用については、同項第一号中「特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日」とあるのは「七割措置前給料月額(その者が港区職員の給与に関する条例付則第十二項又は港区幼稚園教育職員の給与に関する条例付則第七条第一項の規定の適用(以下「七割措置」という。)を受けた日のうち最も早い日を減額日とした場合における当該七割措置により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額をいう。以下同じ。に係る減額日(以下「七割措置日」という。))と、「特定減額前給料月額を」とあるのは「七割措置前給料月額を」と、「相当する額」とあるのは「相当する額(以下「七割措置前の退職手当の基本額」という。)(その者に七割措置日前の特定減額前給料月額(その者の七割措置日前におけるその他の措

置（給料月額の変額改定以外の理由による措置のうち七割措置以外の措置をいう。以下同じ。）を受けた日を減額日とした場合における特定減額前給料月額をいう。以下同じ。）があり、その額が七割措置前給料月額より多い場合は、当該勤続期間に応じた支給割合から七割措置に係る減額日前の退職手当の基本額（その者が七割措置日前の特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものと、かつ、その者の同日までの勤続期間及び七割措置日前の特定減額前給料月額を基礎として、第五条から第七条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額（以下「七割措置後の退職手当の基本額」という。）（その者の七割措置前給料月額が七割措置日後の特定減額前給料月額より多い場合は、当該勤続期間に応じた支給割合から七割措置前の退職手当の基本額の七割措置前給料月額に対する割合を減じて得た割合を乗じて得た額（その者に七割措置日前の特定減額前給料月額があり、その額が七割措置前給料月額及び七

割措置日後の特定減額前給料月額より多い場合又はその者が七割措置を受けた日の同日にその他の措置も受けた場合における七割措置前給料月額が七割措置日後の特定減額前給料月額より多いときは、零とする。）並びに七割措置に係る減額日前の退職手当の基本額（計算の基礎となつた七割措置日前の特定減額前給料月額が七割措置前給料月額及び七割措置日後の特定減額前給料月額より少ない場合は、零とする。）の合計額」と、同項第二号口中「前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合」とあるのは「七割措置後の退職手当の基本額の七割措置日後の特定減額前給料月額に対する割合（その者に七割措置日後の特定減額前給料月額がない場合又は七割措置後の退職手当の基本額が零となる場合は、七割措置前の退職手当の基本額の七割措置前給料月額に対する割合）」とする。

7

第四項の規定の適用を受ける者に対する前項の規定により読み替えられる第七条の四の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
付則第十条第六項の規定により読み替えて適用する第七条の四第一項第一号	及び七割措置前給料月額	並びに七割措置前給料月額及び七割措置前給料月額に百分の二を乗じて得た額の合計額（以下「割増後の七割措置前給料月額」という。）
及び七割措置日前の特定減額前給料月額	並びに七割措置日前の特定減額前給料月額及び七割措置日前の特定減額前給料月額に百分の二を乗じて	並びに七割措置日前の特定減額前給料月額及び七割措置日前の特定減額前給料月額に百分の二を乗じて

<p>付則第十条第六項の規定により読み替えて適用する第七条の四第一項第二号口</p>	<p>付則第十条第六項の規定により読み替えて適用する第七条の四第一項第二号</p>				
<p>七割措置前給料月額</p>	<p>の七割措置日後の特 定減額前給料月額</p>	<p>退職日給料月額に、</p>	<p>七割措置前給料月額</p>	<p>及び七割措置日後の特 定減額前給料月額</p>	<p>の七割措置日前の特 定減額前給料月額</p>
<p>割増後の七割措置前給料月額</p>	<p>の割増後の七割措置日後の特 定減額前給料月額</p>	<p>退職日給料月額及び退職日給料月額に百分の二を乗じて得た額の合計額に、</p>	<p>割増後の七割措置前給料月額に</p>	<p>並びに七割措置日後の特 定減額前給料月額及び七割 措置日後の特 定減額前給料月額に百分の二を乗じて 得た額の合計額（以下「割増後の七割措置日後の特 定減額前給料月額」という。）を</p>	<p>の割増後の七割措置日前の特 定減額前給料月額</p> <p>得た額の合計額（以下「割増後の七割措置日前の特 定減額前給料月額」という。）</p>

8 当分の間、港区職員の給与に関する条例付則第十二項の規定の適用を受ける職員（付則第五條の規定の適用を受ける者を除く。）に対する第九條第一項の規定の適用については、同項中「第七條の四まで」とあるのは「第七條の四まで（付則第十條第三項、第四項、第六項及び第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「退職の日におけるその者の給料の調整額の額（退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する区規則で定める額）」と、「その者が最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する区規則で定める額」とのいずれか多い額のものに、給料の調整額を受けていた期間を第五條から第七條までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額」とあるのは「その者が六十歳に達した日後における最初の四月一日（以下「特定日」という。）の前日におけるその者の給料の調整額の額に相当する区規則で定める額（同日に給料の調整額の支給を受けていない者については、同日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する区規則で定める額）」と、「その者が同日までの期間において最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する区規則で定める額」とのいずれか多い額のものに、同日までの期間において給料の調整額を受けていた期間を第五條から第七條までの勤続期間とみなして得た支給割合（以下「特定日前に係る支給割合」という。）を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料の調整額の額（退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、特定日以後で退職の日

の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する区規則で定める額」と、その者が特定日以後で最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する区規則で定める額とのいずれか多い額のものに、給料の調整額を受けていた期間を第五条から第七条までの勤続期間とみなして得た支給割合から特定日前に係る支給割合を減じて得た割合を乗じて得た額の合計額」とする。

9 当分の間、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例付則第七条第一項の規定の適用を受ける職員に対する第九条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第十条第三項、第四項及び第六項から第八項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「退職時に受けていた教職調整額の額に」とあるのは「その者が六十歳に達した日後における最初の四月一日（以下「特定日」という。）の前日におけるその者の教職調整額の額に、同日までの当該」と、「に限る」とあるのは「のうち、特定日の前日までのものに限る」と、「を乗じて得た額」とあるのは「（以下「特定日前に係る支給割合」という。）を乗じて得た額及び退職時に受けていた教職調整額の額に教職調整額を受けていた期間（港区幼稚園教育職員の給与に関する条例に規定する園長及び副園長の職にあつた者から港区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第三条第一項の規定の適用を受ける者となつたものにあつては、その適用を受けた日から退職の日まで継続して同項の規定の適用を受けていた期間に限る。）を第五条から第七条までの勤続期間とみなして得た

支給割合から特定日前に係る支給割合を減じて得た割合を乗じて得た額の合計額」とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定、同項に一号を加える改正規定、同条第二項を削る改正規定、第三条第一項ただし書の改正規定、同項に各号を加える改正規定、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に二項を加える改正規定、第七条第一項、第八条及び第九条の改正規定（同条第二項の改正規定（「第五条から第七条」を「第五条から第七条の四」に改める部分を除く。）を除く。）、第十一条第一項から第三項までの改正規定、同項に各号を加える改正規定、同条第四項の改正規定（「前条第四項」を「第十条第四項」に改める部分を除く。）、同条第五項の改正規定、同条第六項を削る改正規定、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする改正規定、同条第九項の改正規定、同項を同条第八項とする改正規定、第十三条及び第十四条の改正規定並びに付則第八条の改正規定並びに次項、付則第四項及び第五項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の港区職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二条の規定の適用については、前項ただし書に規定する施行の日から令和五年三月三十一

日までの間に限り、同条第一号中「常時勤務を要するもの」とあるのは、「常時勤務を要するもの（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定により採用された職員を除く。次号において同じ。）とする。この場合において、第七条第一項中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）」とあるのは、「地方公務員法」とする。

3 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員に対する改正後の条例第二条の規定の適用については、同条第一号中「常時勤務を要するもの」とあるのは、「常時勤務を要するもの（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員を除く。次号において同じ。）とする。

4 改正後の条例第十三条第四項の規定は、令和四年七月一日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の区規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

5 改正後の条例付則第八条の規定は、令和四年四月一日から適用する。

（説明）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行による地方公務員法

(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部改正等に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。